

## 受託可能な業務一覧

当社は、「適正な電力取引についての指針」に基づき、特定関係事業者から小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託する場合には、当該業務に相当する受託可能な業務を公表することとしております。

受託可能な業務の概要は以下のとおりです。

受託可能な業務
目視検針箇所に対する「検針票等投函業務」
水力発電所の「運転・監視業務」
通信設備の「運用・監視業務」

以上